

データセンター廃熱利用実装促進事業公募要領

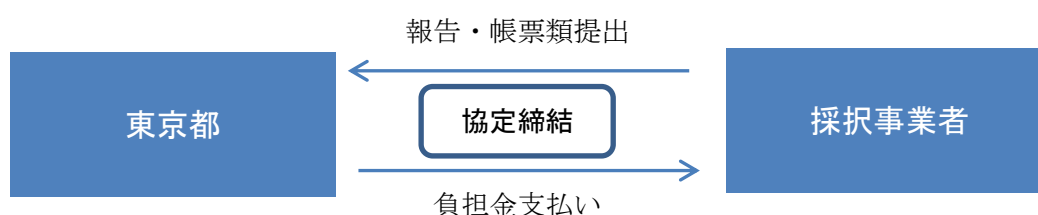
1 事業の目的

データセンター廃熱利用実装促進事業（以下「本事業」という。）は、東京都（以下「都」という。）が、データセンターにおける廃熱利用を促進するための先駆的な技術・サービス及び地域共生等を図るためのモデル構築を支援することを目的としています。

2 事業概要

- (1) 都は本事業においてデータセンターにおける廃熱利用の促進を目指し、先駆的な技術・サービス及び地域共生等を図るためのモデル構築に向けた取組を行う企業等を公募します。
- (2) 公募に参加する企業等は応募時に、本事業で実施する「先駆的な技術・サービス及び地域共生等を図るためのモデル構築に向けた実証実験及び効果検証等の取組」を記載した提案書を提出し、都は審査会において、提案書を審査、採択する企業等を決定し、採択された企業等（以下「採択事業者」という。）と協定を締結します。
- (3) 本事業の期間は、協定締結の日から令和10年3月31日までとなります。
- (4) 採択事業者は、公募時に年度毎の事業計画及び資金計画を策定します。協定締結後、定期的に都にその状況を報告します。
- (5) 採択事業者は、各年度終了後に都へ実績報告書をご提出いただきます。また、令和10年3月31日までに事業全体で要した経費及びその根拠となる帳票類をご提出いただき、都が内容を確認した後、都の負担額を確定し、負担額をお支払いします。なお詳細は「9 都の負担額」に記載の通りです。

【本事業のスキーム図】



3 役割分担

(1) 採択事業者

ア データセンターにおける廃熱利用の促進に向けたモデル構築

提案書に記載した「先駆的な技術・サービス及び地域共生等を図るためのモデル構築に向けた実証実験及び効果検証等の取組」を実施していただきます。

なお、計画的に実施できることを前提にし、提案にあたっては事前に関連企業等の了承を得てください。取組に当たっては、季節毎の廃熱量の変化等を確保する観点から、十分な検証期間の確保に努めて下さい。

イ 事業の報告

実施状況等を定期的に報告いただくとともに、事業終了後に経費等の確認に必要な帳票類をご提

出いただきます。

(2) 東京都

ア 経費の負担

「9 都の負担額」に示す金額を上限として、本事業の経費を一部負担します。

イ 情報発信

データセンターにおける廃熱利用の促進、技術・サービス及び地域共生等を図るために向け、実証内容及び効果検証等の採択事業者の取組を、都のホームページ等で発信します。

なお、発信する内容の詳細は、都と採択事業者で別途協議した上で、行います。

4 応募対象

次の(1)～(3)の全ての要件を満たす企業等が応募対象となります。

なお、複数の企業等が提携して応募する場合は、代表事業者を決め、代表事業者が公募申請してください。

(1) 次のア～ウいずれかに該当する日本国内の団体であること。

ア 都内に本店又は支店・営業拠点を有する法人

イ 都内でデータセンターの廃熱利用に向けた先駆的な技術・サービス及び地域共生等を図るためのモデル構築のための取組を行う法人

ウ その他、都が必要と認める者

(2) データセンターの運営に関する取組の実績を有していること、若しくはデータセンターの廃熱の仕組みやその利用方法について十分な知見を有していること。

(3) 機密情報について、適切な手段・方法で保護できる体制を有していること。

5 応募要件

本事業に応募する企業等(以下「応募者」という。)は、応募時から事業終了時まで、次の(1)から(11)までの全ての要件を満たすものとします。また、応募者と提携する企業等(以下、「構成事業者」という。)も(1)から(11)までの要件を満たす必要があります。

(1) 同一のテーマ・内容・対象経費で、国、都道府県、区市町村等から補助を受けていないこと、あるいは、過去に受けていないこと

(2) 本事業の実施にあたり、法令等に違反する事実がないこと。

(3) 日本国内において税金の滞納をしていないこと。

(4) 日本国内の公的機関等との契約における重大な違反がないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)による申立て等、本事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。

(6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定のいずれかに該当しないこと。

(7) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号)に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中でないこと。

(8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがないこと。

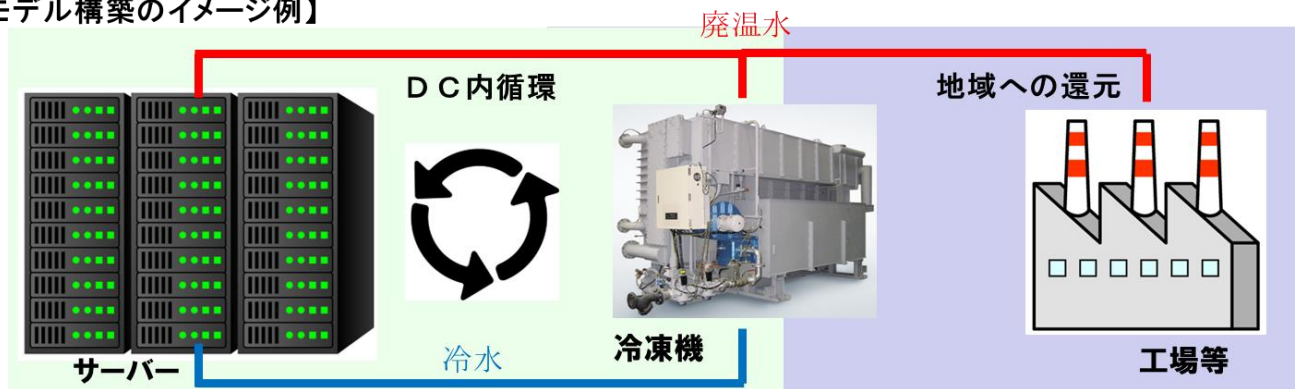
(9) 政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的としていないこと。

- (10) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。
- (11) 過去の業務その他の事情において、都が協定金を交付するにふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。

6 データセンターにおける廃熱利用の促進に向けたモデル構築について

本事業で実施する「先駆的な技術・サービス及び地域共生等を図るためのモデル構築に向けた実証実験及び効果検証等の取組」とは、国内における導入事例がない、又は、普及黎明期にあり、データセンター内の廃熱を有効利用することでエネルギーの効率的使用に貢献する取組を指します。

【モデル構築のイメージ例】



採択事業者は、具体的には本事業において、以下の内容を実施することを前提に応募時に実施内容をご提案いただき、採択された内容を実施いただきます。

- ・データセンターにおける廃熱利用の促進に向けたモデルの構築
- ・当該技術又はサービスの実証
- ・地域共生を図るためのシミュレーションの実施
- ・将来的に外部へ廃熱を供給するための普及加速に向けた効果検証

また、事業の実施に当たり、次の（１）から（５）までの内容を実施いただきます。

- （１） 応募時に策定した年度毎の事業計画に基づき、当該年度を取組を完了すること。ただし、更なる改善を行った場合や、やむをえない理由がある等の場合は、事前に都の承認を得ることにより事業計画を変更できることとする。
- （２） 各年度末における年度計画の達成状況を含む報告書を作成、提出すること。
- （３） 令和 10 年 3 月 31 日までに事業全体で要した経費及びその根拠となる帳票類を提出すること。
- （４） 事業計画全体を踏まえた最終報告書を提出すること。
- （５） 協定期間終了後、本事業に直接使用した機械装置（サーバ等）については減価償却資産の耐用年数等による省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数の期間において、運用を図ること。

なお、取組期間の途中であっても、採択事業者がいずれかの申請要件を満たさなくなった場合や、取組

期間内に効果検証まで取組が完了する見込みがないと都が総合的に判断する場合、採択事業者と協議の上、本事業を打ち切ることがあります。

7 事業実施期間

協定締結の日から令和10年3月31日まで

8 採択予定件数

1者程度

9 都の負担額

(1) 上限額

別表1に掲げる経費について5.2億円を上限として一部負担します。

(2) 支払時期

採択事業者への支払いは、原則、事業終了後、令和10年3月31日までに事業全体で要した経費及びその根拠となる帳票類をご提出いただき、都が内容を確認した後、負担額を確定し、採択事業者からの請求に基づき負担額をお支払いします。なお、詳細は協定書内で定めます。

10 応募手続

(1) 公募期間

令和8年5月11日（月曜日）14時から同年6月18日（木曜日）17時まで

ア 公募要領等資料の公表	令和8年5月11日（月曜日）14時
イ 質問の受付	令和8年5月12日（火曜日）9時から5月19日（火曜日）17時まで
ウ 質問への回答	令和8年5月21日（木曜日）17時
エ 提案書等応募書類の提出	令和8年5月22日（金曜日）9時から6月18日（木曜日）17時まで
オ 審査会実施及び結果通知	令和8年6月下旬（予定）
カ 採択事業者との協定締結	令和8年7月上旬（予定）

(2) 応募書類の提出

ア (4)の宛先に下表で指定する応募書類の電子データをメールでご送付ください。

名称	形式
① 確認書（第1号様式）	PDF
② 公募申請書（第2号様式）	Word 又は PDF
③ 事業者提案書（第3号様式）	Word 又は PowerPoint
④ 会社概要（設立年月日、資本金、組織図、役員名簿、事業内容、年間売上高等） ※既存の会社概要や定款等で構いません。	PDF
⑤ 法人の履歴事項全部証明書（写し）（発行日から3か月以内のものに限る。）	PDF

⑥ 直近の納税証明書	PDF
⑦ 印鑑証明書	指定なし
⑧ データセンターの運営に資する取組実績を示す書類	指定なし
⑨ 構成企業一覧（第4号様式）※	Word

※代表事業者以外の本事業の実施に関与する事業者（応募者と提携する企業等）については、①、④、⑤、⑥、⑦、⑧の書類をご提出ください。

イ 応募書類の提出後、3営業日を経過しても応募受付完了メールが届かない場合、(4)の問い合わせ先まで電話にてご連絡ください。応募受付完了メールが到着するまでは、応募完了となりませんので、ご注意ください。

ウ 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

エ 選定の成否を問わず、応募書類等の作成費用は支給しません。

オ 本事業の対象として決定した後であっても、採択事業者の都合により提出された応募書類に記載された内容に大幅な変更が生じた場合には、本事業の対象外となる可能性がありますので、ご注意ください。

(3) 質問

本公募に関して、質問事項がある場合は、次の方法により対応します。

ア 質問方法

第5号様式「質問票」に必要事項を記載の上、電子メールにより(4)の宛先に送付してください。なお、電話や訪問等、電子メール以外の方法による問合せには対応しません。

イ 受付期間

令和8年5月12日（火曜日）9時から5月19日（火曜日）17時まで

ウ 回答

令和8年5月21日（木曜日）17時までに、東京都産業労働局のホームページ上に掲載します。

原則として個別回答は行いません。

(4) 応募書類等の提出先及び問合せ先

産業労働局 産業・エネルギー政策部 事業者エネルギー推進課 低炭素事業担当

メール：S0291502@section.metro.tokyo.jp

電話：03-5000-7988

11 審査・決定について

(1) 審査方法

審査会において応募内容の説明・質疑応答等を実施いただきます。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

ア ビジョン

- ・提案者の特性や強みを活かし、新規性や独自性が見られる技術・サービスとなっているか
- ・取組内容が、本事業の目的や趣旨と合致した提案となっているか
- ・都の政策方針との親和性があるか

イ 計画の妥当性

- ・モデル構築に向けた計画は具体的で実行可能なものになっているか
- ・経費見積は、提案内容を裏付ける内容となっているか
- ・経済性やコスト試算の妥当性はあるか
- ・廃熱利用の促進に向けた技術・サービス等のニーズや普及可能性はあるか

ウ 実施体制

- ・モデル構築の取組を着実に実施できるよう、十分な体制を自社又は構成事業者により構築しているか
- ・モデル構築の取組の実現に必要な役割等を把握しているか

エ 事業推進力

- ・事業を円滑に進めるプロジェクトマネジメント力や関係者等との調整力を有しているか
- ・過去（5年以内）にデータセンターの運営に関する取組の実績があるか、もしくはデータセンター内の廃熱の仕組みやその利用方法について十分な知見を有しているか

オ 事業実施による効果

- ・どの程度の経済的な波及効果が見込めるか
- ・どの程度のエネルギー効率化が見込めるか

(3) 審査会スケジュール

審査会は、令和8年6月下旬の開催を予定しています。日時等の詳細は、募集締切後、応募受付が完了した応募者に対して、ご連絡いたします。

(4) 結果通知について

審査の結果は、令和8年6月下旬に書面による通知を予定しています。採択事業者は、採択後、7月上旬を目途に都と協定を締結します。

なお、審査の経過・結果（不採択の理由等）に関するお問合せには、一切応じかねますので、予めご了承ください。

12 その他

(1) 以下の場合には審査対象外とさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

ア 申請者等が、法令等若しくは公序良俗に違反した場合、又はその恐れのある場合

イ 応募書類の内容に不備がある場合

ウ 申請者等が応募に際して偽りの情報を記載するなど、都に対して虚偽の内容で応募を行った場合

(2) 応募に当たってご提供いただく個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する都に必要な範囲で共有・利用されます。個人情報を含む情報は事前の承認なく都以外の第三者に提供することはありません。

(3) 事業の実施に関して不適切であると都が判断した場合には、協定期間の途中であっても協定を解除することがありますのでご注意ください。

別表1 負担金の対象経費

次の（１）から（４）までの全ての条件満たす経費が負担金対象経費となります。

【条件】

- （１）申請書に記載した事業を実施するための直接的かつ必要最小限の経費
- （２）協定期間内に契約、取得、納品、実施、支払が完了する経費
- （３）用途、単価、規模等の確認が可能、かつ本事業に係るものとして明確に区分できる経費
- （４）財産取得に該当する場合は、採択事業者及び構成事業者に所有権が帰属するものに関する経費

【一覧】

科目	内訳
1. 原材料・副資材費	<p>モデル構築に直接必要な機器の構成部分や、開発・改良に直接使用、又は消費される原料、材料及び副資材の購入に要する経費 [例：化学薬品、試験用部品、鋼材、組込用機械装置、機械・電気部品、電気料金、通信費等]</p> <p>【注意事項】</p> <p>ア モデル構築に要する機器の中に組み込むものは、全て本区分で申請すること</p> <p>イ 受払簿（任意様式）を作成し、受払年月日や数量等を明確にすること（全て使い切った場合も必ず作成）</p> <p>ウ 仕損じ品、テストピース等が生じた場合は、保管すること（保管が困難な場合には写真撮影による代用も可）</p> <p>エ 未使用残存品は対象外</p>
2. 外注・委託費	<p>（１）自社で直接実施することが困難、又は適当でないものについて、外部の事業者等（大学・試験研究機関を含む）へ委託する場合に要する経費 [例：試験評価、検査・実験委託、実証データ取得等]</p> <p>（２）共同実証に要する経費 自社以外の事業者、大学、試験研究機関等との共同実証を実施する場合に要する経費</p> <p>（３）専門家指導の受け入れに要する経費 外部（専門家）から指導・助言を受ける場合や、外部（専門家）に相談を行う場合に要する経費 [例：謝金、相談料、改良指導、技術文書作成の指導等]</p> <p>【注意事項】</p> <p>実績報告時に外部からの指導・助言・相談の日報及びその内容が確認できる報告書の提出が必要となります。</p> <p>（４）試作品等の運搬委託に要する経費 自社内で不可能な実証データを取得するために、必要な機械装置等を試験</p>

	<p>実施場所等へ輸送する場合に要する経費 (5) 規格等の認証・登録に要する経費 技術・サービスの事業化に必要な不可欠な規格、認証の取得に要する経費</p> <hr/> <p>対象とならない経費の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第三者へ再委託された経費 ② (5) に関する認証取得後に発生した経費 ③ (5) に関する維持審査料、認証継続費用
<p>3. 直接人件費</p>	<p>モデル構築に直接従事した主な社員・役員の人件費 [対象外業務の例：資料収集、打合せ等]</p> <p>【注意事項】</p> <p>ア 直接人件費の申請額上限については、年度あたり 5,000 万円とします。</p> <p>イ 対象となるのは、採択事業者の役員及び社員のうち、常態として採択事業者の業務に従事し、採択事業者から毎月一定の報酬、給与が直接支払われている方となります。</p> <p>※役員の場合は登記簿謄本、社員の場合は雇用保険被保険証等の採択事業者との関係を証明する書類が必要です。</p> <p>ウ 時間給の単価は、11 ページの「人件費単価一覧表」を適用します。</p> <p>エ 従事時間の上限は、1 人につき 1 日 8 時間、年間 1,800 時間とします。</p> <p>オ 各従事者の当月対象経費算定額（時間給×当月従事時間）が当月給与総支給額を超える場合は、当月給与総支給額が対象経費の上限となります。</p> <p>カ 採択後、就業規則及び賃金規定の提出が必要となります。</p> <p>キ 対象は、実際に本事業に従事した時間に限られますので、報告時、従業者別の作業日報の提出が必要となります。</p> <hr/> <p>対象とならない経費の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業に直接的に関係のない業務により発生する経費 [例：経理事務や営業活動等の経常的業務等] ② 就業規則等に定められた所定労働時間を超えて行われる時間外労働（超過勤務） ③ 休日労働（就業時間等に定められた休日に労働した時間） ④ 個人事業者の自らに対する報酬 ⑤ 雇用保険に未加入の正社員が行った業務により発生する経費 ⑥ 給与・報酬等の支払実績が確認できないもの ⑦ 給与の支払いが振込以外の場合（現金支給は対象外）

4. 設備導入費	<p>モデル構築に直接使用する機械装置・工具器具のリース、レンタル、購入、設置に要する経費（工事費に含まれるものを除く）</p> <p>[例：計測機械、測定装置、社外に場所を借りて自社所有のサーバラックを設置する場合の経費、サーバラックを借りる場合の経費等]</p> <p>【注意事項】</p> <p>ア モデル構築に要する機器に組み込む機械装置等は、原材料・副資材費で申請してください。</p> <p>イ リース、レンタルの場合、協定締結日以降に賃貸借契約を締結したものに限り対象となります。</p> <p>ウ 割賦の場合、すべての支払いが協定締結日以降に終了するものに限り対象となります。</p> <p>エ 中古品については、客観的に導入費用の妥当性が確認できるものとしてください（比較サイトの写し等を添付）。</p> <p>オ 対象とする機械装置、工具器具は、原則東京都内に設置・保管し、完了審査において都の確認を受けるものとします。</p>
5. 設計・工事費	<p>モデル構築に直接必要となる設計費及び工事に要する経費（モデル構築に直接必要な既存設備の改修に要する経費を含む）</p> <p>[例：設備の設置工事、冷水の利用に伴う配管工事等に要する設計費用及び工事費用]</p>
6. 雑役務費	<p>本事業の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費（本事業に必要な機器のメンテナンス費、分析費、技術料等）</p> <p>ただし、一般管理費を含むものは、一般管理費の算定根拠から除くこと。</p>
7. 一般管理費	<p>本事業を実施するために必要な経費のうち、事業に要した経費としての特定が難しいものの経費（旅費、通信運搬費、消耗品費等を含む。）</p> <p>一般管理費率は、合理的な算出方法により算出したと認められる率等を使用することを原則とする。</p>
8. その他	<p>都が本事業の実施に当たって直接的に必要と認めた経費</p>

別表2 負担金の対象外経費等

全科目共通

- ① 都が報告書類を精査し、対象外と判断した経費
- ② 間接経費
(消費税を除く租税公課、振込手数料、利子、通勤手当、日当、飲食費及び収入印紙等。ただし、別表にて対象経費として指定しているもの及び都の事前承認を受けたものを除く。なお、消費税免税事業者に対しては、都は消費税を負担しない)
- ③ 契約書、発注書、納品書、領収書及び振込明細書等の帳票類に不備があるもの。
- ④ 使途、単価及び規模等の確認が不可能なもの。
- ⑤ 他の事業に要した経費と明確に区分できないもの。
- ⑥ 通常の業務・取引と混在、又は相殺して支払いが行われているもの。
- ⑦ 協定期間外に使用した経費に係るもの。
- ⑧ 経費支出に関する報告書の提出時までには支払いが終了していない経費。
- ⑨ 同一の事由で国、都又は区市町村等から給付金や補助金を受けている場合の個別事業の経費
- ⑩ 上記各号のほか、社会通念上、負担が適当でないと都が判断したもの。

人件費単価一覧表

単位：円

報酬月額（給与等）	人件費単価（時給）
～ 155,000未満	1,220
155,000 ～ 165,000	1,310
165,000 ～ 175,000	1,390
175,000 ～ 185,000	1,470
185,000 ～ 195,000	1,550
195,000 ～ 210,000	1,630
210,000 ～ 230,000	1,800
230,000 ～ 250,000	1,960
250,000 ～ 270,000	2,130
270,000 ～ 290,000	2,290
290,000 ～ 310,000	2,450
310,000 ～ 330,000	2,620
330,000 ～ 350,000	2,780
350,000 ～ 370,000	2,950
370,000 ～ 395,000	3,110
395,000 ～ 425,000	3,350
425,000 ～ 455,000	3,600
455,000 ～ 485,000	3,850
485,000 ～ 515,000	4,090
515,000 ～ 545,000	4,340
545,000 ～ 575,000	4,580
575,000 ～ 605,000	4,830
605,000 以上	5,080

ア 表の「報酬月額（給与等）」欄より、当該従事者が該当する単価を使用してください。

イ 報酬月額（給与等）は、基本給＋諸手当（賞与を除く）で算出してください。

ウ 人件費単価は、協定期間内の一番低い支給金額を基準とすることから、申請時の人件費単価と異なる場合があります。

東京都知事 殿

確認書

東京都（以下「都」という。）が実施するデータセンター廃熱利用実装促進事業（以下「本事業」という。）に申請するにあたり、申請書に虚偽記載がないこと、申請者が下記を含む公募要領記載の申請要件の全てを満たしていることを確認しました。

記

- 1 次の（１）～（３）の全ての要件を満たします。
 - （１）次のア～ウいずれかに該当する日本国内の団体であること。
 - ア 都内に本店又は支店・営業拠点を有する法人
 - イ 都内でデータセンターにおける廃熱利用に向けた先駆的な技術・サービス及び地域共生等を図るためのモデル構築のための取組を行う法人
 - ウ その他、都が必要と認める者
(必要理由)
 - （２）データセンターの運営に資する取組の実績を有していること、若しくはデータセンターの廃熱の仕組みやその利用方法について十分な知見を有していること。
 - （３）機密情報について、適切な手段・方法で保護できる体制を有していること。
- 2 本事業に応募する企業等（以下「応募者」という。）は、応募時から事業終了時まで、次の（１）から（１１）までの全ての要件を満たします。
 - （１）同一のテーマ・内容・対象経費で、国、都道府県、区市町村等から補助を受けていないこと、あるいは、過去に受けていないこと
 - （２）本事業の実施にあたり、法令等に違反する事実がないこと。
 - （３）日本国内において税金の滞納をしていないこと。
 - （４）日本国内の公的機関等との契約における重大な違反がないこと。
 - （５）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による申立て等、本事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
 - （６）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定のいずれかに該当しないこと。
 - （７）東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中でないこと。
 - （８）公共の安全及び福祉を脅かすおそれがないこと。
 - （９）政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的としていないこと。
 - （１０）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。
 - （１１）過去の業務その他の事情において、都が負担金を交付するにふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。

以上

令和 年 月 日

住所：

名称：

代表者名：

実印

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
申請者名
代表者名

データセンター廃熱利用実装促進事業 公募申請書

「データセンター廃熱利用実装促進事業公募要領」に記載された内容に同意したうえで、下記のとおり書類を添付して応募します。

記

関係書類

- ・確認書（第1号様式）【複数社の場合は、個別に提出】
- ・事業者提案書（第3号様式）
- ・資金計画（第3号様式-2）
- ・会社概要【複数社の場合は、個別に提出】
- ・法人の履歴事項全部証明書（写し）【複数社の場合は、個別に提出】
- ・直近の納税証明書【複数社の場合は、個別に提出】
- ・データセンターの運営に資する取組実績を示す書類、若しくは、データセンターの廃熱の仕組みやその利用方法について十分な知見を有していることの証左【複数社の場合は、個別に提出】
- ・構成企業一覧（第4号様式）※添付する書類に応じて、記載してください。

事業者提案書

1 データセンター廃熱利用実装促進事業の実施について

データセンター廃熱利用実装促進事業（以下、「本事業」という。）の実施に当たって、次の項目に係る考え方を示してください（次の項目は例示ですので、内容が具備されていれば適宜変更・追加することも可能です。別紙での記載も可とします）。

なお、提案書の記載に当たっては、審査項目及び審査の視点を満たしていることが分かるように記載してください。また、参考資料がある場合には、適宜添付してください。

(1) 全体コンセプト（ビジョン）

【記載内容（想定）】

- ・応募者が提案する取組の目的・位置付けのほか、取組実施の重要性等について記載してください。
- ・技術・サービスの先進性や独自性（従来の技術・サービス、競合他社の技術・サービス等との比較など）及び地域共生を図るための取組みについて記載してください。
- ・取組内容とデータセンターにおける廃熱利用及び実運用可能性との関連性について分かりやすく示してください。

(2) 事業計画

【記載内容（想定）】

- ・モデル構築のための一連のスケジュールについて、四半期に分けて2か年分を記載してください。
- ・取組内容に係る技術・サービス等のニーズや普及可能性についても記載してください。

(3) 実施体制

【記載内容（想定）】

- ・各部署の役割を示しつつ、体制図等により記載してください。なお、複数の事業者が本事業を共同で実施する場合は、それぞれの役割分担を明示するとともに、代表企業を記載してください。

(4) 事業推進力

【記載内容（想定）】

- ・応募者が提案する取組と関連する取組を自らが先行的に行っている場合又は過去に行った経験がある場合には、その状況（成果等）を具体的に記載してください。
- ・責任者が十分な経歴や実績等を有しているかを記載してください。

(5) 期待される効果

【記載内容（想定）】

- ・応募者の取組の結果、期待される経済的効果、廃熱利用効果及び実運用可能な事業を具体的に記載してください。

(経済的効果の想定例) 市場・業界への波及効果、都内企業への波及効果

(廃熱利用効果の想定例) 温室効果ガスや電力の削減量

- ・モデル構築後に想定される普及拡大への取組及びその効果（自社のみならず、業界全体への取組や地域共生等を含む）を具体的に記載してください。

2 本事業の資金計画（第3号様式-2）

第3号様式-2により記載してください。なお、記入欄は適宜変更・追加していただいて構いません。

第4号様式

構成企業一覧

【代表事業者】

法人名	
代表者 職・氏名	
所在地	事業所名： 主たる都内住所：

<申請者情報>

連絡先所在地：（〒 - ）	
担当部署（役職）：	担当者名：
電話番号：	E-mail：

【構成事業者】

法人名	
代表者 職・氏名	
所在地	
本事業における役割	

<申請者情報>

連絡先所在地：（〒 - ）	
担当部署（役職）：	担当者名：
電話番号：	E-mail：

※記入欄が足りない場合は適宜追加し、全ての構成事業者について記載してください。

質問票

名称	
所在地	
担当者	
電話番号	
メール アドレス	

質問事項1項目ごとに作成願います。

送付日	年 月 日
質問内容	